

# 憶良の出生

中西進

## 一序

憶良出生の年については、その作「沈痾自哀文」(5八九六ノ次)に

初沈痾已来、年月稍多謂經十余年也是時年七十有四、鬢髮班白、筋力

とあり、この作られた年を天平五年(七三三)と考えれば、時に年七十四歳とするをもって、斉明六年(六六〇)と考えることができる。

これに関して全註釈では「逆算して持統天皇の九年に生まれたことになる」といっているが(持統九年は六九五年)、何かの間違いであろう。憶良の出生はこの斉明六年でよいと思われるのだが、しかし新考で井上通泰博士は、右の「七十有四」を「おそらくは五十有四などの誤なるべし」(二巻一〇〇七頁)といっており、これによると出生は天武八年(六八〇)となる。

井上博士がかく推定する根拠はつぎの六点である。すなわち

- (1) 「七十有四」に従えば大宝元年は四十二歳となるが、この歳で始めて官途に就くのは遅すぎる。
- (2) 同様「七十有四」によると妻を失った神亀五年には六十九歳となる。しかるにこの時の日本挽歌に  
嗟乎痛哉紅顔共三従長逝素質与四徳永滅  
とあり、老妻とはいえない。
- (3) 子等を思う歌には「瓜はめば」とあり、これは小児の趣である。また天平五年の、老身重病年を経て辛苦しまた児等を思う歌の中にも「さばへなす さわぐ児ども」とあり、これをかりに十歳の子とすると、神亀元年、憶良六十五歳の年の子となる。
- (4) 六十九歳の作となる「世間の住り難きを哀ぶ歌」の中にも「二毛」とあり、礼記・左伝・文選(秋興賦)などの例を見ると「二毛」はもつと若年である。秋興賦には「余春秋三十有二始見二毛」とある。
- (5) 憶良の最終歌「をのこやも……」(6九七八)は措辞豪壮で、七十四の老人の意気ではない。
- (6) 草書の「五」の字は「七」の字と紛れるにちがない。

博士は以上によって「五十有四」とすれば妻を失ったのは四十九歳、二毛を嘆いたのも四十九歳と五十四歳となり「さわぐ児ども」というのも怪しむに足りなくなる、という。ただこの場合には朱鳥四年の行幸に従って「白浪の……」（一三四九一七一六）の歌をよんだのが十一歳となって不合理であるが、これは年月故事不詳のゆえに憶良と伝えただけのこと、かりに斉明六年の出生としても、三十一歳といえども無位なのだから従駕の列にあるはずはない、と博士は主張されるのである。

われわれはこの斉明六年と天武八年とのいずれにつくべきか。

## 二 出仕年齢

まず新考は第一に出仕年齢の四十二歳が遅きにすぎるといつているが、その点はどう考えたらよいのであろう。万葉歌人の中で生没の年時を知り、かつその出仕時期を明らかにする者は、その老大人数に比べるとまことに寥寥たるものである。正史は普通従五位下以上の官人の任命を記しているから、当面のように大宝二年、無位から遣唐少録という微官に任じられた時期を、他の人々について知るといふことは、例外に属する。そうした中で任官年齢を推測し得る万葉の人々は十数人であろうと思われるが、まず藤氏一族を見ると、藤原鎌足は天智二年十月五十歳で薨じ、その書紀初出は皇極三年正月の神祇伯である。これは三十一歳のこととなる。宇合は天平九年八月の薨去（統紀）で、時に四十四歳（尊卑分脈）、これから逆算すると靈龜二年八月の正六位下遣唐副使任命は二十三歳である。同様房前は天平九年四月の薨去（統紀）時に五十七歳（公卿補任）大宝三年正月の正六位下は二十二歳である。さらにその末弟麻呂は天平九

年七月の薨去（統紀）、時に年四十三歳（懐風藻）から逆算すると養老元年十一月に正六位下から従五位下になったのは二十五歳の時のこととなる。降って八束は天平神護二年三月に五十二歳で薨する（統紀）が、天平十二年正月に正六位上から従五位下となるのは二十六歳の時のことであった。

これら藤氏一族はほとんど二十代の前半に従五位下入りを果しており、蔭位の制もあってこれを他氏の人々と比べると、その異常ぶりは驚くほどである。

つぎに大伴氏においては御行が大宝元年正月に薨じ（統紀・補任）時に五十六歳、かの壬申の乱は二十六歳の時のことである。旅人は天平三年七月薨（統紀）で六十七歳、その初出和銅三年正月の左將軍正五位上は四十六歳となる。家持も天平十七年、正六位上より従五位下に叙せられたのは二十八・九歳のことと思われる。もとより藤原には及ばないものの、大伴氏のもとに彼らの官途は順調であったにちがいない。

したがって当面の憶良を考えるには余りにも場合がちがっているわけで、そのことを逆にいえば、憶良はけっして若年で官位にめぐまれるような氏族の中にはいなかったということである。藤氏伴氏以外のものはどうか。石上とて名流のだが、石上麻呂は養老元年三月七十八歳で薨じ（補任）、壬申の乱に従軍したのは三十二歳だが、時に大乙下（正八位下）に任じられている。同じく安倍広庭は天平四年二月薨去（統紀）で七十四歳、その和銅二年十一月の正五位下伊予守は五十一歳である。家持と生涯の旅を共にした中臣清麻呂は八十七歳をもって延暦七年七月に薨するが（統紀）、従六位上から従五位下となった天平十五年五月には四十二歳であった。また天平

宝字六年九月、七十五歳をもって薨する石川年足は天平十一年六月、時に従五位下出雲守で五十二歳である。これら石上・安倍・中臣・石川として片々たる氏族ではない。むしろ新興の藤原氏などよりはよほど由緒ある旧族なのだが、それでもこのような年齢である。

したがって憶良の四十二歳遺唐少録任官の適否を考えるためには、何よりもまずその氏族の位置が優先する条件であるといえるが、そこで憶良と近い立場のものを顧慮するならば、同じ近江朝の帰化人を父にもつ麻田陽春はどうか。陽春は懐風藻によると没年が五十六歳で、統紀における記事は天平十一年一月の外従五位下のみである。かりにこの時を五十六歳とすれば初出の神龜元年二月の正八位上は四十一歳となる。同様吉田宜も父同土が運命を共にした人物だけれども、その統紀最終記事は天平十年閏七月の典薬頭任命で時に正五位下、懐風藻では没年を七十歳とするから、この年をかりに七十歳とすれば文武四年八月の還俗・叙従七位下は三十八歳の時のこととなる。彼は憶良より三歳下という計算である。また帰化族の一人背奈行文の最終記事は神龜四年十二月に正六位上から従五位下を賜わったものだが、これまた懐風藻の没年は六十二歳、かりにこの神龜四年を六十二歳とすると養老五年一月の侍東官の折正七位上にあつて、五十六歳である。

これら陽春・宜・行文らのあり方は、まさしく憶良の場合と一致するのであつて、憶良の四十二歳任官叙位は、陽春・行文に比べるにむしろ恵まれたものであつたといふべきであろう。陽春が外従五位下に叙せられたのは五十六歳、宜の従五位下は記録がないが、正五位下は六十九歳ころ、四年先立つ図書頭は従五位上相当だから叙

位と同時とすれば六十五歳のころとなる。行文は五十六歳でなお正七位上にいたわけで、憶良の五十五歳従五位下は、はるかに恵まれている。しいていえば憶良の嘆はそれ以後のほば二十年間に宜のように昇叙がなかったことであろう。それは後の文学を考える場合に大事だけれども、そうした後は、この時知るよしもなかった。この時点でいえば、四十二歳の任官は、きわめて普通のことであつて、これが遅きにすぎるとはいいい難いようである。

### 三 「紅顔」

つぎに博士は六十九歳の憶良が「紅顔」の老妻を失うことになる不合理を指摘されるのだが、これは巻五巻頭の、旅人の凶問に報える歌と次の漢詩と日本挽歌との三篇とにおける死者が誰かという問題とかかわつて来る。つまりこの死者を憶良の妻とするときに不合理が起こつて来るわけで、もしこれが他人であれば、老妻ということにはならない。さらにこれを憶良の妻と考へても弱年の妻か妾とすれば問題は解決するのだが、これは特別な場合なのでとらないことにしよう。

古来この死者については憶良の妻とする説と旅人の妻とする説との二説が並び行なわれている。これらの諸説の検討は吉永登博士に詳しい論述があるが、日本挽歌の左には憶良が「上」<sup>(1)</sup>つたという注があり、その点からいえば作者の妻の死とするのが自然で、代匠記以降旧説は憶良の妻と考へ、「上とあるは帥大伴卿などに見せらるるにや」(代匠記)とされて来た。新考が「五十有四」の根拠の一つとしてこれを取上げるからには当然これを憶良の妻の挽歌と見るのだが、その理由は、(一)歌中に用いられる敬語は自分の妻に対して

用いることも可能で、人麻呂に「朝立ちいまして」「灰にてませば」のごとく存在し、家持の亡妻を悲傷する歌にも「家さかりいまず」とある。敬語があるからとて旅人の妻とはいえない。(二)この歌の調は人の妻の死を悼む調ではない。(三)旅人の妻は卷三によると共に下っており、対してこの歌には「慕ひ来まして」となっている。(四)旅人の妻の死は春夏の間なのに、これは七月二十一日の歌である、というものであった。

そのほか憶良の妻とする説は大柳直次氏にあり、旅人の妻は四月以前の没、日本挽歌の方は五月以後の没と考えられるとされる。前者は一四七二番が五月頃の作で、弔問使の下向まで一・二ヶ月を要したし、後者は「あふち」の開花期を五月以後と考えたものである。また沢瀉久孝博士も近著注釈でも旅人説と決めかねる、といったふうであるが、旧稿では代作は歌の不得意な人に代って詠むのだから憶良が旅人の妻の死を悼んだのではないといわれている。

しかしこれらはいずれも確定的に憶良の妻たることを示してくれない。第一に(一)「上」とあるから憶良の妻だというのは逆に「上」とあるからこそ旅人の妻だといえるのであって、すでに三宅正堅によつて旅人の妻説の根拠になつてゐる。(四)卷五の中には憶良の「上」歌は「憶良誠惶頓首謹啓」とする書簡体の松浦川の歌(八六八―八七〇)旅人上京に際した歌(八八〇―八八二)貧窮問答歌(八九二・八九三)遣唐使に贈った歌(八九四・八九六)で、いずれも、私的な事件を私情をもって独詠したものではない。この点から見ても憶良の妻とすることはできないし、そもそも、自分の妻の挽歌を上官に上つて何にならう。(二)敬語の使用は井上博士のごとく、この点をもって旅人の妻とすることはできないのだが、同時にそれは

憶良の妻とする根拠にもならない。自他何れの場合にも死者に用いられるのであるが、その上で「敬語はやはり上司の妻として」(倉野憲司印士)<sup>(5)</sup>とはいえても、憶良の妻とはいえないのである。(三)井上博士は歌の調が人の妻の死を悼むものではないといわれており、まさしく自らの妻の死を悼む痛切な調を感じておられるのだから一方土屋文明氏は、心の底からゆり上げられた如き趣がない、といわれ、そこから旅人の妻の挽歌の代作であろうとされる。<sup>(6)</sup>つまり同一の歌の「調」に対してまったく相反した感じをもたれているわけであつて、感じという主観的なものが水かけ論をしかささない経緯がよく示されているだろう。(四)旅人の妻は共に下向して来たのこれは「慕ひ来まして」とある、という点については、同様土屋文明氏が、「慕ひ来まして」といっても別々に来る事にはならない、といわれている。<sup>(7)</sup>「したひ来」という表現は万葉集ではこの作が最初とおぼしく、後に坂上郎女が尼理願について用いている(三四六)が、家持が防人の悲別の情を述べた歌(20四四〇八)には、「携はり 別れ難にと 引き留め したひしものを」とあつて、これは恋慕のあまり別れ難い情で、別離後の感情ではない。この情をもつてとる旅人の妻の死に対して、この作が初秋七月の作たることについては、既述のごとく大柳氏にそれを補強する説があるのだが、これに対して鋭く批判されたのが吉永博士であつた。すなわち大柳氏が弔問使下向に一・二ヶ月を要したろうとして割り出した旅人の妻の没時に關しては、京と大宰府との間六〇〇キロを駅使が急行すれば、大宝令によると一日十駅以上(二〇〇キロ以上)だから三日ばかりで到着できるはずだし、天平十二年十一月三日、同五日の広嗣の乱の場

合、宝龜九年十月二十八日の遣唐使帰来の場合がそれになう、とされ、旅人の場合も「往復十五日もあれば十分」といわれている。また「あふち」の開花しはじめは五月中旬ころ、時鳥を山で聞くのは六月も終りのころで、この間は二十日と四十日となり、この隔りは甲問使の所要日時と考え合わせて矛盾しない、といわれる。結局旅人の妻の死は五月中・下旬、甲問使を得て旅人が凶問に報えたのが六月二十三日、堅魚らが記夷城で時鳥を聞いたのが六月の終りごろ、そして憶良が日本挽歌を七月二十一日になした、という推定となり、時期のずれから憶良の妻とすることはできなくなる。因最後に旅人の代作ということの可否については、土屋氏が、旅人はこのころ練達の歌人といえる業績がないから代作は可能だ、といっておられる。わたしは旅人が練達の歌人（という表現にも問題があるが）でなかったとは考えないが、この歌は憶良の代作とすべきであろうと思う。旅人はすでに中納言時代の短篇ではあるが吉野長歌をなし、また凶問に報える歌も、けだしくは古今の絶唱であろう。それは何も歌に練達していたとかいかなかったとかという問題ではなくて歌が万人の口唇にあった時代の、心情の深さなのであり、代作を多く献上された天皇たちが、歌が下手だったわけではない。げんにこの時旅人は凶問に報える歌をなし得る力量を有しているわけで、出来不出来からいえば日本挽歌の方がはるかに劣るだろう。そんなものは問題にならない。一方日本挽歌は別稿に譲るが、儀礼歌であって、その点からも代作が考えられるのである。

かくて憶良の妻として提出された諸点はいずれも否定されるのだが、さらに吉永博士は旅人に「凶問」の事実があるのに対して憶良の妻の死の記録はないこと、旅人の故人を慕う歌（三四三八）には

「数句を経て」という左注のあることから、七月二十一日でも遅くはないこと、自分の妻の死に「のし」をつけて仰々しく奉ることはないこと、などをあげておられる。日本挽歌は旅人の妻の死をいたんだものである。旅人と憶良と両者の妻がほとんど同時に死んだ、などということも考えるとおかしな話である。

したがって井上博士の第二点、「紅顔」が六十九歳の憶良の妻とするのはおかしいという疑問は、成り立たなくなる。のみならず、これを「おかしい」と考えれば、旅人の妻としても旅人は当時六十歳、やはり「おかしい」ということになる。つまり何れの妻としても「おかしい」というのは、考え方自体が「おかしい」からである。この「紅顔」は

紅顔共三従長逝

素質与四徳永滅

という完全な対句の中に「素質」（白き肌）と対して用いられたもので、女性の美を形容する語であり、年若い美をそのまま現わすわけではない。文選を顧みるに

紅顔隣其揚華、眉連娟以増繞兮（傳毅「舞賦」）

紅顔宜笑、睇眄流光（曹子建「七啓」第六）

のごとく、ともに美女の形容として現われる。年若い女性が美しいという事実だけで「紅顔」は若年に関するのだから、上官の妻の賞美として用いられたことばが、そのまま実年齢を示すとは考えられないわけである。ということばは、もしかりにこの漢詩が旅人に示されたものとする、自らの妻を賞美することとなり、その点からも旅人の妻の賞辞と考えるべきであろう。さらにこの時没した旅人の妻がいかなる女性かは不明で、実際に年若い妻であったかもしれない

いのである。

四 子の年齢など

ついで井上博士の提出した疑問は六十五歳の子という点であったが、たしかに不自然ではあるにしても、当時全く例がないわけではない。近ごろ横山青蛾氏は養老・大宝の戸籍、神亀・天平の計帳および東大寺の天平から勝宝にかけての奴婢帳のすべてに基いて諸々の面から当時の民生を考察されているが、その中で夫婦の年齢と嫡男嫡女の年齢との一覧表を作成されている。<sup>(9)</sup> 大変な労作であり優れた業績であるが、これによって計算すると嫡子を生んだ時の父の年齢で高年齢のものは

- 六十五歳（七十一歳で女兒六歳）
- 六十四歳（六十九歳で男児五歳）
- 六十一歳（七十七歳で女兒十六歳）
- 六十歳（八十六歳で女兒二十六歳）
- 五十九歳（六十二歳で女兒三歳）
- 五十七歳（七十三歳で女兒十六歳）
- 五十六歳（六十九歳で男児十三歳）
- 五十五歳（六十八歳で女兒十三歳）
- 五十四歳（六十歳で女兒六歳）
- 五十三歳（六十歳で女兒七歳。六十六歳で男児十三歳）

のごとくである。これらはすべて嫡子であるから、もっと高年齢になる可能性もある。かりに憶良の当歌をそのまま事実詠としても、けっして異例だということにはならない。しかし右の場合にはおおむね妻の年齢が若く、たとえば第五のものは妻二十四歳（子の出生時

以下同じ）第六のものは同様二十六歳、第九のもの二十七歳、第三のものも二十八歳である。右の中には同様に計算すると五十一歳の妻というものも、年上の妻で妾腹の子と思われるものもあるが、これら特例を除いてはほぼ適当な妻の年齢と思われる、妻の若い場合に、右のごとき高年齢の子も可能だったと考えるとよいであろう。括弧の中に示したように、七十歳前後の憶良の歌に幼児があらわれるのと似た家庭状況もある。

しかし、だからといってこの当面の両歌がそれぞれ実生活的な歌だと考えることは、憶良の歌の傾向から考えて無理である。憶良には文学心といったものがあって、おのずから詩題を選択してなす<sup>(10)</sup>という傾向が顕著で、かつて竹取翁歌も憶良の作と考えたことがあ<sup>(11)</sup>るが、このように他人の立場に立って作歌する憶良の傾向をまず指摘されたのは、武田祐吉博士であり、また、吉永博士は古日に恋う<sup>(12)</sup>る歌（5九〇四―九〇六）も知人の子の死を悼んだ歌だとされているし、志賀白水郎の歌（16三八六〇―三八六九）については憶良作が一説として万葉に明記される<sup>(13)</sup>ところであり、それと同様に当の子等を思う歌や日本挽歌を考えることができるだろう。実は「令反或情歌」（5八〇〇・八〇一）も貧窮問答歌（5八九二・八九三）も事実をよんだものではない。老身重病の歌（5八九七―九〇三）とて同じことで、ここに「さわく子どもを」とあるからとて、実際に幼子が存したと考えるのは、素朴にすぎるのである。当面のこの幼子はこの世における恩愛の絆としての子の存在を詠じたもので、当時憶良の有した子ではない。したがって、この子をもって憶良の年齢を疑うことは、実際例からも歌の理解の上からも当たらないのである。

つぎに井上博士の問題とされる「二毛」「班白」はどうであろうか。文選・潘安仁の秋興賦の序は、まず「晋十有四年余春秋三十有二始見二毛」から始められ、それによれば憶良の六十九歳、「哀世間難住歌」七十四歳（「沈疴目哀文」）はいかにも年長でありすぎるように思われるのだが、この文選の善注に引く「宋襄公曰不禽二毛」（左伝）のごとく、「二毛」は年齢を明確に指示するのではなくて、老人の意味である。この左伝（僖公二十二年）のみならず、礼記（檀弓下）にも古昔の侵伐者が祀・厲や二毛を斬殺したり獲えたりしなかったことが述べられ、これがもし早期の老年を指すとすれば、それだけを助けて、さらに年長の老者を殺すことにもなりかねない。「二毛」は広く老年をいうのであって、潘岳の賦でも、三十二歳で「始見二毛」といい、かつ二毛を「見た」、つまり三十二歳で老をはじめて感じたというのである。その時の白髪は僅かであろう。それと全体の老人の印象としての「二毛」「班白」と同一視することはできない。

のみならず、この部分の表現もまた

所以因作一章之歌

以撥二毛之歎

という対句形式をなすものであり、「一章」に対して「二毛」と用いたのみである。自哀文は「鬢髮斑白 筋力尪羸 不但年老」といい、これも老年の状を鬢髮や筋力によって表現しているのだから、熟語ふうには、特定の年齢を指すものとして用いられたものではない。人間の白髪化は生理的な影響をもって説かれるのがふつうだが、彼の作に現われた傾向にかんがみても、憶良は逞しく鮮かな禿頭となるよりは、その年に比して黒髪も多い班白だったと思われる。七十

前後で事実としても班白だったのではないだろうか。

つぎに、その辞世歌ともいうべき歌について井上博士は措辞の豪壮なることを感じ、七十四歳の老人の作たるを疑っておられるのだが、たしかにこの作には、「七十にして耳順ふ」といった調和性や老の静謐さ、あるいは老残の弱々しさといったものは感じられない。しかしそれが直ちに「豪壯」なる「意気」にはならない。

士やも空しかるべき万代に語りつぐべき名は立てずして

というこの一首を虚心に聞けば、むしろここにあるものは、もはや如何ともし難く過ぎ去った生涯に対する絶望のようなものが響いて来るのではないか。「士」は空しくあってはならない、しかし自らは万代に語りつがれるような名を立てえずして、今死を迎えようとしている。「空しく」あろうとしている。にもかかわらずそれを「空しく」なくすることは、もはや出来ないのである。そう歌って涕涙し悲嘆するところに、「豪壯」の意気は生じうるだろうか。したがって先に述べたような調和や静けさの無さは、けっして意気に燃えた荒々しさではなくて、老にふさわしい悟達の無さなのである。そしてそれは、七十四年にわたる憶良の生涯を知れば知るほど、首肯される心情ではないか。ついに彼が悟達の老を獲得できなかったことについて、その地上的執念に驚くことは可能である。しかしそれはけっして強固な生への意志ではなくて、むしろ弱々しい生の中に陰湿にまといついた俗世への執念だったのである。

最後に井上博士は草体の「五」と「七」とを「まがひぬべし」といわれている。しかし万葉集の諸写本の中には、五を七に誤ったものも七を五に誤ったものも、存在しない。もとより万葉集あるいは他の作品についても、誤写はいくらでもあり得ることだし、その諸

本の異同は誤写のルートを辿ることの可能な場合も多く、一概に誤写説を斥けることも誤りであろう。げんに憶良の作においても、例の七夕歌（8一五一八）の「養老八年」は誤写なのであり、これは七年と考えるべきであろうが、さりとて、当面の「七十有四」を「五十有四」と考えねばならぬ必然性は奈辺にも存しない。

### 五 結

かくて井上博士によって提出された疑問は、一応解消するものと考えることができる。したがって、博士が自説に基いて朱鳥四年十歳の行幸供奉となることからこの作を疑問視したのも、憶良の作と考えて差つかえないこととなる。当時三十一歳の憶良が紀伊行幸に従ったわけである。

その場合の問題は無位の者が従駕し得たかということであるが、これはすでに大宝元年叙位任官以前の憶良において考察したごとく（<sup>11</sup>）川島皇子周辺に親しい文筆者として加わることは可能である。可能のみならず、むしろ積極的に磐代での献歌をさえ命じられている形跡がある。<sup>14</sup> そうした立場において憶良は行幸の一員であったと思われる。いったいに井上博士が大宝元年を「出仕」としてとらえたところに問題があるのだろう。当代ふうにいえば無位は出仕以前だけれども、当時无位の官人は多く存したのであり、出仕すなわち叙位ということではなかった。その実情に即すれば、この従駕もさして問題にならぬことになろう。

以上によって、憶良の出生は斉明六年、万葉集に記された記述のままに信じてよいと考えるべきである。

注1 「『日本挽歌』は誰のためのものか」（『万葉—文学と歴史のあいだ』一七七頁）

2 「万葉集巻五、日本挽歌の『妹』について」上代国文

3 「山上憶良の生涯とその作品」春陽堂万葉集講座一巻一四八頁

4 未見。注3の沢瀉博士論稿による。

5 「上代日本古典文学の研究」二七七頁

6 「万葉集私注」巻五、一六頁

7 「旅人と憶良」一九六頁

8 同右一九八頁

9 「天平時点の民生」学苑三四二号

10 拙著「万葉集の比較文学的研究」八三四頁

11 「山上憶良と大伴旅人」（『上代国文学の研究』一五二頁）

12 「古日は果して憶良の子か」（注1の前掲書一九二頁）

13 拙稿「大宝以前の憶良」（『上代文学論叢』所収）

14 拙稿「磐代の憶良」むらさき八号